

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の成立と「アスベスト問題に係る総合対策」をめぐって

「総合対策」の3つの柱

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

平成17年の6月末、兵庫県尼崎市にある工場で働いていた従業員が、アスベストが原因と思われる疾患で多数死亡していたことが明らかになりました。これが大きく報道されたことがきっかけとなり、アスベストによる健康被害が社会的に大きな問題となっています。このようなことを背景として、アスベストによる健康被害の実態調査を進めるとともに、被害に遭われた方々の救済や新たな被害の防止に向けて、政府が一丸となって対策に取り組んできました。

これらの対策は、同年12月に行われた関係閣僚会合において「アスベスト問題に係る総合対策」としてとりまとめられ、これに基づき現在も様々な対策が進められているところです。この総合対策は①隙間のない健康被害者の救済、②今後の被害を未然に防止するための対応、③国民の有する不安への対応、の3つの柱からなっており、その概要は(資料1)に示すとおりです。

資料1

「アスベスト問題に係る総合対策」の概要(平成17年12月27日)

1	隙間のない健康被害者の救済	17年度補正予算案額：388億円 18年度予算案額：93億円
救済新法の制定	労災制度の周知徹底等	研究の推進等
●「石綿による健康被害の救済に関する法律案」(仮称)を18年通常国会冒頭に提出	●労災認定基準の改正 ●労災制度の周知徹底	●中皮腫抗がん剤「ペトレキセド」の早期承認等
2	今後の被害を未然に防止するための対応	17年度補正予算案額：1,417億円 18年度予算案額：29億円
既存施設での除去等	解体時等の飛散・ばく露防止	アスベスト廃棄物の適正処理
●地方自治体の取組への支援(地方財政法改正※) ●国の建築物等について除去等実施 ●民間建築物における取組への支援(助成措置の新設+中小企業等を対象とした低利融資制度の創設) ●吹付けアスベスト等の使用規制(建築基準法改正※)	●飛散防止のための規制の拡充(大気汚染防止法改正※) ●石綿障害予防規則等の周知・指導	●アスベスト廃棄物の無害化処理推進(廃棄物処理法改正※+税制上の措置の新設) ●廃アスベスト適正処理の規制強化
アスベスト早期全面禁止		
●代替化を促進し18年度中に全面禁止措置		
3	国民の有する不安への対応	18年度予算案額：4億円
実態把握・国民への情報提供	健康相談等の対応	
●解体現場周辺の大気中濃度測定 ●室内アスベスト濃度指標設定に資する調査研究 ●健康被害者の実態調査	●国民の健康相談への対応 ●健康管理手帳の交付要件等の見直し ●アスベスト関連の作業に従事した退職者への健康診断の実施 ●一般住民の健康管理の促進	

(注1) ※は一括法(「石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律案」(仮称))として18年通常国会冒頭に提出。
(注2) 18年度予算案額は、関係閣僚会合を構成する関係省庁による対策に係る金額。
(注3) 18年度予算案額においては、施設整備等経費の交付金等(約1.4兆円)の内数となっているものについては含まれていない。



「石綿による健康被害の救済に関する法律」のポイントと石綿健康被害救済制度

環境省総合環境政策局環境保健部企画課 石綿健康被害対策室

1. 石綿による健康被害の救済に関する法律のポイント.....

石綿(アスベスト)は、これまで、ビルの天井や外壁、電気製品、ガス・石油製品など、私たちの生活に身近な様々な場所で広く利用されてきました。しかし、近年になって、この石綿に起因する中皮腫や肺がんといった健康被害が多数発生しています。こうした中、石綿による健康被害を受けた人やその遺族で、労災補償の対象とならない人の救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年2月3日に成立し、救済給付や特別遺族給付金の申請・請求の受付が始まりました。

ポイント 石綿による健康被害の迅速な救済を実現

- 潜伏期間が長期にわたるといふ石綿による健康被害の特殊性を考慮
- 労災補償の対象にならない人のために、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」といいます)などを申請受付窓口とする救済給付の支給を実施
- 死亡された労働者等の遺族で労災保険の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方には、労働基準監督署を請求受付窓口とする特別遺族給付金の支給を実施

2. 石綿健康被害救済制度.....

1. 石綿健康被害救済制度(救済給付関係)の概要

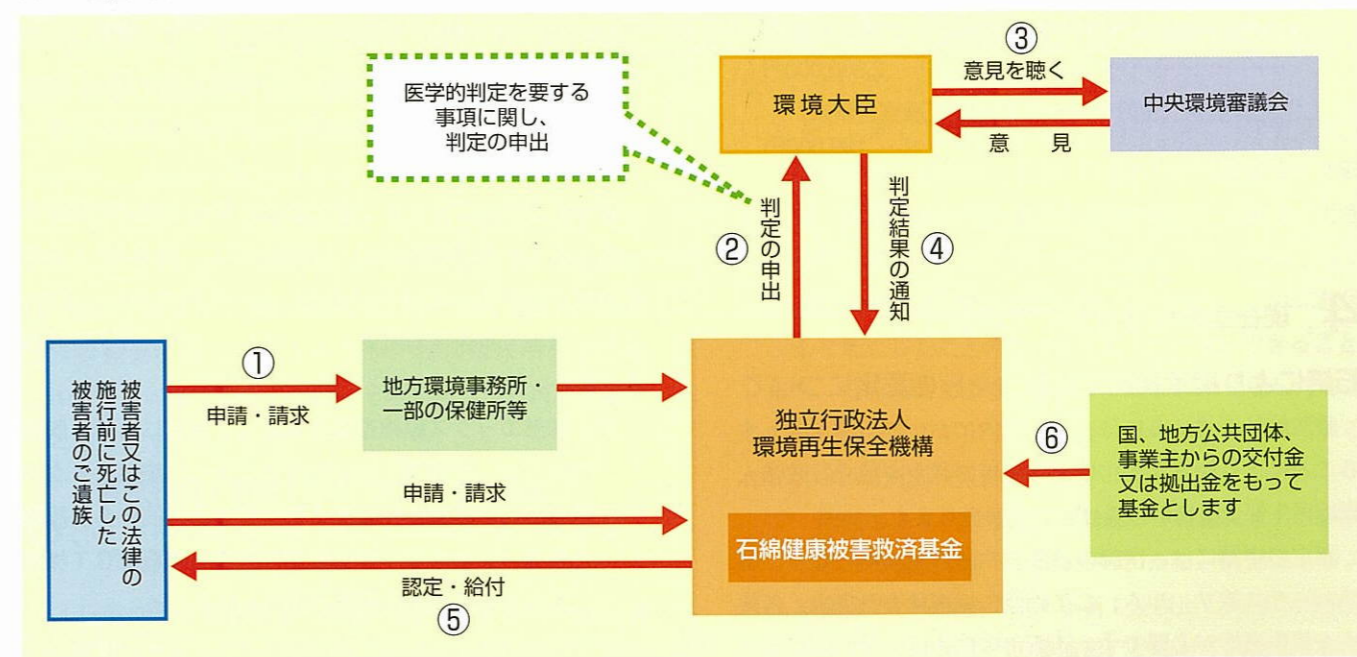
石綿健康被害救済制度(救済給付関係)は、石綿(アスベスト)による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償制度及び特別遺族給付金の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

この制度の対象となる病気(指定疾病)は、石綿による①中皮腫、②肺がんです。現在これらの病気にかかっている方、制度が始まる前(平成18年3月27日より前)にこ

れらの病気でお亡くなりになった方のご遺族からの申請・請求(図1-①)に基づき、独立行政法人環境再生保全機構において認定等を行い、医療費等を給付(図1-⑤)します。この際に、医学的判定を要する事項については、機構は環境大臣に判定を申出(図1-②)、環境大臣は中央環境審議会の意見を聴いて(図1-③)判定を行います(図1-④)。

また、この制度に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体や事業者からの拠出金によってまかなわれます(図1-⑥)。

図1 石綿健康被害救済制度



2. 指定疾病

救済制度（救済給付関係）の対象となる疾病（指定疾病）は、石綿による①中皮腫、②肺がんです。中皮腫とは、主として胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮に発生する悪性腫瘍です。

また、これらに付随する疾病等（いわゆる続発症）であって、日常生活に相当の制限が加わり、常に医師の管理による治療が必要であるようなものについても、これら指定疾病と一体のものとして取り扱われ、救済給付の対象となります。

3. 救済給付の種類

救済給付の種類は以下のとおりです。

現在療養中の方への給付

医療費（本人が請求）……………自己負担分
療養手当（本人が請求）…………… 103,870円／月

認定後療養中の方がお亡くなりになった場合の給付

葬祭料（葬祭を行う方が請求）…………… 199,000円
救済給付調整金（生計が同一であったご遺族が請求）
……………個別に算定

制度施行前（平成18年3月27日より前）にお亡くなりになった方の遺族への給付

特別遺族弔慰金（生計が同一であったご遺族が請求）
…………… 2,800,000円
特別葬祭料（生計が同一であったご遺族が請求）
…………… 199,000円

4. 現在療養中の方への救済給付

石綿により指定疾病にかかった旨の認定について

救済給付を受けるには、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を独立行政法人環境再生保全機構から受ける必要があります。

認定の申請には、医師の診断書や診断の根拠となった胸部エックス線フィルム、CT画像、病理検査意見書、各種検査報告書等が必要です。診断書等に添付いただいた胸部

エックス線フィルムやCT画像等については、認定作業が終了した後に、申請者に返却いたします。

〈指定疾病にかかった旨の医学的判定について〉

1) 中皮腫

中皮腫については、そのほとんどが石綿に起因するものと考えられることから、中皮腫の診断の確からしさが担保されれば、石綿を吸入することにより発症したものと判定するものであること。

なお、中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織学的検査に基づく確定診断がなされることが重要であり、また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、胸膜炎などの鑑別も必要であること。このため、中皮腫であることの判定に当たっては、病理組織学的検査記録等が求められ、確定診断が適正になされていることの確認が重要であること。しかしながら、実際の臨床現場においては、病理組織学的検査が行われていない事案も少なくないと考えられ、例えば、病理組織学的検査が行われていなくても、細胞診でパピニコロウ染色とともに免疫染色などの特殊染色を実施した場合には、その他の胸水の検査データや画像所見等を総合して診断を下すことができる例もある。今後、判定に当たっては、原則として病理組織学的検査による確定診断を求めることが適当であるものの、病理組織学的検査が行われていない例においては、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾病との鑑別の根拠等を求め、判定するものであること。

2) 肺がん

肺がんについては、原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することにより発症したものと判定するものであること。

肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合とは、国際的にも、25本/ml×年程度のばく露があった場合であると認められており、また、これに該当する医学的所見としては、次のア又はイに該当する場合が考えられること。

ア 胸部エックス線検査又は胸部CT検査により、胸膜ブランク（肥厚斑）が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見（いわゆる不整形陰影）があって胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること。

イ 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上（次のいずれか）認められること

- ・乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体
- ・乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維（5μm超。2μm超の場合は500万本以上）
- ・気管支肺胞洗浄液1ml当たり5本以上の石綿小体

医療費（自己負担分）の支給

認定された患者さんの認定された疾病（中皮腫又は肺がん）に対する医療は保険優先の公費負担医療となります。認定された方には「石綿健康被害医療手帳」が交付されます。認定された方がこの医療手帳を提示して保険医療機関等において医療を受けたときは、認定された疾病（中皮腫又は肺がん）にかかる医療費の自己負担分を機構が支払います。

ただし、認定の申請をしてから医療手帳が交付されるまでの間に、保険医療機関等において中皮腫又は肺がんに対する医療を受けたときにかかった医療費の自己負担分については、後日、患者さんが機構に請求することで支払われます。また、医療手帳が交付された後であっても、緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外で医療を受けたときや、医療手帳を提示せずに保険医療機関等から医療を受けたときも、後日、患者さんが機構に請求することで支払われます。

5. 療養中の方がお亡くなりになった場合の給付

葬祭料及び救済給付調整金について

認定された患者さんが認定疾病が原因でお亡くなりになった時は、葬祭料が給付されます。

また、認定された患者さんが、法の施行前から指定疾病にかかっていた方で、施行日から2年以内にその疾病が原因でお亡くなりになった場合には、すでに支給された医療費及び療養手当の額の合計額が、特別遺族弔慰金の額（280万円）に満たないときは、その差額分が救済給付調整金として給付されます。

6. 法施行日（平成18年3月27日）前にすでに指定疾病が原因でお亡くなりの方のご遺族への給付

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行日（平成18年3月27日）より前に指定疾病が原因でお亡くなり

になった方のご遺族には、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」が支給されます。

特別遺族弔慰金等を給付するためには、石綿を吸入したことにより指定疾病にかかり、指定疾病が原因で死亡したことを確認することが必要です。機構では、次のようにこれを確認することとしています。

1) 中皮腫

中皮腫については、中皮腫であるとの診断を受けていたこと、中皮腫に起因して死亡したことが客観的に確認できることが必要であり、具体的には、次のいずれかにより確認します。

- ① 死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書又は死体検案書において、死亡の原因として「中皮腫」の記載があること（良性疾患であることを明記したものを除く）を確認できること
- ② 死亡時の診療録に中皮腫に起因して死亡したことの記載があることを確認できること

2) 肺がん

肺がんについては、肺がん（原発性肺がんであることが否定できないものに限る。以下同じ）であるとの診断を受けていたこと、肺がんに起因して死亡したことが客観的に確認できるとともに、石綿を吸入することにより肺がんが発症したことを示す医学的所見が確認できることが必要です。

肺がんであるとの診断を受けていたこと、肺がんに起因して死亡したことは、具体的には、中皮腫の場合と同様に次のいずれかにより確認します。

- ① 死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書又は死体検案書において、死亡の原因として「肺がん」の記載（転移によるものを示す記載を除く）があることを確認できること
 - ② 死亡時の診療録に原発性肺がんであって、これに起因して死亡したことの記載があることを確認できること
- また、石綿を吸入することにより肺がんが発症したことを示す医学的所見としては、以下のいずれかが認められることについて医師の報告書が必要です。

ア 胸部エックス線検査又は胸部CT検査により、胸膜ブランク（肥厚斑）が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見（いわゆる不整形陰影）があって胸部CT検査

においても肺線維化所見が認められること。

イ 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上（次のいずれか）認められること。

- ・乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体
- ・乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維（5μm超。2μm超の場合は500万本以上）
- ・気管支肺胞洗浄液1ml当たり5本以上の石綿小体

なお、この法律の施行後（平成18年3月27日以後）に、これらの疾病に起因して死亡された場合、生前に認定の申請が行われていなければ、救済給付は支給されません。

現在、石綿による中皮腫や肺がんにかかっている方を診療された場合には、その方に早急に申請していただくようご助言いただけますようお願いいたします。

診断書の記載例など、さらに詳しくは、独立行政法人 環境再生保全機構ホームページにおける「石綿（アスベスト）健康被害（救済給付の概要）」（<http://www.erca.go.jp/asbestos/>）をご参照ください。



2 「石綿による疾病の認定基準」の改正について

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課 職業病認定対策室

平成18年2月9日付けで石綿による疾病の認定基準が改正されました。この改正は、環境省と合同で開催した「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会（座長：森永謙二（独）産業医学総合研究所作業環境計測研究部長）」から2月7日付けで提出された報告書を踏まえ作成されたものです。

認定基準の対象とする疾病は、これまでと同様、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の5疾病です。各々の疾病ごとの認定要件の新旧比較（概要）は表1のとおりです。以下にその改正理由を概説します。

なお、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚については、認定要件として一定の石綿ばく露作業従事期間が示されていますが、この従事期間に満たない事案であっても、石綿ばく露したことを示す医学的所見が認められる場合には、本省に協議して決定されます。

1. 肺がん

検討会は、肺がんは喫煙をはじめとして様々な原因が指摘される中で、石綿を原因と見なせるのは、肺がん発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があった場合とす

るのが妥当であると結論しました。そして、肺がん発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露量は「25繊維/ml・年」であるとし、これに相当する量（超える量）として次の指標を示しました。

- ① じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が認められること。
- ② 乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体若しくは200万本以上（5μm超。2μm超の場合は500万本以上）の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体が認められること。
- ③ 石綿ばく露したことを示す医学的所見（胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維）が認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。

この報告の①、③の指標は旧認定基準のA、Iを追認した形になりましたが、新たに②の指標が示されたことから、新認定基準では石綿小体又は石綿繊維量が一定量以上認められるものについては、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくても認定するとの認定要件の改正を行いました。

なお、石綿小体又は石綿繊維量が一定量以上認められないものについては、従前どおり、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合に認定されます。

2. 中皮腫

中皮腫は、そのほとんどが石綿に起因するものと考えられ、中皮腫の診断の確かさが担保されれば石綿を原因とするものと考えられるとの研究会報告を受けて、認定要件を一部改正しました。

これまで中皮腫については、石綿にばく露したことを示す医学的所見（石綿肺、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維）が認められることを認定の要件としていましたが、中皮腫の確定診断等がなされていることの確認ができていれば、改めて医学的所見は求めないこととしたものです。

確定診断としたのは、中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織検査に基づく診断がなされることが重要であり、また、肺がん、その他のがん、結核性胸膜炎、その他の炎症性胸水などの鑑別も必要となるからです。

表1 認定基準新旧対照表

新しい認定基準	現行認定基準
1 石綿肺（石綿肺合併症を含む） 同左	1 石綿肺（石綿肺合併症を含む） じん肺管理区分管理4の石綿肺又は合併症（肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸）。
2 肺がん (1) 原発性肺がんであって、次のA又はIに該当するもの。 A 第1型以上である石綿肺の所見が認められること。 I 次の(A)又は(I)の医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。ただし、肺内の石綿小体又は石綿繊維が一定量以上（乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体若しくは200万本以上（5μm超。2μm超の場合は500万本以上）の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体）認められた場合は、従事期間が10年に満たなくとも、本要件を満たすものとして取り扱う。 (A) 胸膜プラークが認められること。 (I) 肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。	2 肺がん (1) 原発性肺がんであって、次のA又はIに該当するもの。 A 第1型以上である石綿肺の所見が認められること。 I 次の(A)又は(I)の医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。 (A) 胸膜プラークが認められること。 (I) 肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。
3 中皮腫 (1) 次のA又はIに該当するもの。 A 第1型以上である石綿肺の所見が認められること。 I 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。	3 中皮腫 (1) 次のA又はIに該当するもの。 A 第1型以上である石綿肺の所見が認められること。 I 次の(A)又は(I)の医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。 (A) 胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）が認められること。 (I) 肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。
4 良性石綿胸水 良性石綿胸水については、本省に協議して決定。	4 良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚 良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚については、本省に協議して決定。
5 びまん性胸膜肥厚 (1) 次のA及びIのいずれの要件にも該当するもの。 A 胸部エックス線写真で、肥厚の厚さが最も厚いところが5mm以上、広がり片側へのみの場合は側胸壁の1/2以上、両側の場合は側胸壁の1/4以上あるものであって、著しい肺機能障害を伴うこと。 I 石綿ばく露作業への従事期間が3年以上あること。	

このため、中皮腫の業務上外の判断に当たっては、病理組織検査記録等を集め、確定診断がなされているか確認することとしたところです。

なお、病理組織検査が行われていない事案については、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別の根拠等を確認し、専門医の意見を聞いて判断することとしています。

3. びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚については、これまですべての事案を本省協議としていたものを、一定のものについて業務上と認定するための基準を示しました。

なお、びまん性胸膜肥厚が業務上疾病として療養の対象となる要件として、「著しい肺機能障害を伴うこと」としましたが、これは、じん肺法第4条でいう「著しい肺機能障害」と同様です。